

開発行為に係るごみステーション設置、利用に関する事前協議確認書

この書類は、ごみステーションの設置、利用に伴うトラブルの発生を防止することを目的として、事前に確認すべき事項を記載しています。

ごみステーションを設置する場合もしくは、既存のごみステーションを利用する場合は、「公共施設管理予定者との協議経過書」と併せてこの書類を提出してください。

- ごみステーションを設置予定地の関係者に説明をし、了解を得ている
 1. 土地所有者（又は管理者）
 2. 隣接土地所有者（又は管理者）
 3. 当該地域の自治会長
 4. その他関係者など（特別に説明・了承が必要な方）
- ごみステーションの設置に適した場所であること
 1. ごみ収集車両が通行・横付け等が容易に可能である
 2. 収集車両への積み込み作業の安全が確保できる
 3. 敷地内が狭隘である場合、車両の旋回スペース等が確保できている
 4. 公道からの出入りに支障がない
- 管理者・オーナーが以下の事項について、責任をもつこと
 1. 入居者、移住者に対し、ごみ分別の徹底、排出日時の遵守及びステーションの清潔維持の指導を行う。
 2. ごみステーションに指定日時以外にごみが排出された場合は、管理者・オーナー等の責任で処理する。（分別不良ごみが排出された場合も同様）
- 姶良市一般廃棄物処理実施計画に記載されている事項を遵守すること（裏面記載）

上記内容について、全て確認しました

令和　　年　　月　　日

開発区域に含まれる名称：姶良市

開発行為申請者または代理人：_____印

姶良市一般廃棄物処理実施計画（一部抜粋）

ウ 事業者の取り組み

- (ア) 事業活動により生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理する。
- (イ) 廃棄物を不法投棄されないように、土地や建物を適正に管理する。

(3) 自治会の協力

ごみステーションを新設又は変更する場合は、自治会長が市長に届出書を提出するものとする。なお、原則として、次の条件を満たすこととする。

- (ア) ごみステーションを設置できる世帯数は、概ね 25 戸に 1 か所とする。
- (イ) ごみステーションを設置予定地の土地所有者（又は管理者）や隣接土地所有者（又は管理者）、当該地域の自治会長等の関係者の了解が得られていること。
- (ウ) ごみ収集車両の通行・横付け等が可能な場所であり、収集車両への積み込み作業の安全が確保できる場所であること。
- (エ) 設置後の安全管理、清掃、破損時の修繕等は自治会等で行うものとする。
- (オ) ごみステーションに指定日時以外にごみが排出された場合は、自治会で処理するものとする。また、分別不良ごみが排出された場合も同様とする。

(4) アパート、マンションの管理者・オーナー等の協力

管理者・オーナー等が、ごみステーションを設置しようとする場合は、次のとおりとする。

- (ア) 新築においては、開発申請時等に指示する。
- (イ) ごみステーションを設置できる戸数は、概ね 10 室以上に 1 か所とする。
- (ウ) ごみステーションを設置予定地の土地所有者（又は管理者）や隣接土地所有者（又は管理者）、当該地域の自治会長等の関係者の了解が得られていること。
- (エ) ごみ収集車両の通行・横付け等が可能な場所であり、収集車両への積み込み作業の安全が確保できる場所であること。
- (オ) 設置後の安全管理、清掃、破損時の修繕等は管理者・オーナー等の責任で行うものとする。
- (カ) 入居者に対し、ごみ分別の徹底、排出日時の遵守及びステーションの清潔維持を指導するものとする。
- (キ) ごみステーションに指定日時以外にごみが排出された場合は、管理者・オーナー等の責任で処理するものとする。また、分別不良ごみが排出された場合も同様とする。